

建災防のご案内

建設業で働く皆さまの安全と健康を支援いたします

付録：イラストでわかる資格取得ガイドブック



セーフワーク宮城のシンボルマーク



建設業労働災害防止協会（建災防）宮城県支部
自然災害関連工事宮城安全衛生支援センター

1 建設業労働災害防止協会とは

(1) 建災防(本部)

建設業労働災害防止協会(略称「建災防」)は、「労働災害防止団体法」に基づき、昭和 39 年 9 月に建設業の労働災害の防止を図ることを目的として設立された、厚生労働大臣の認可団体です。

47 都道府県に支部を持ち、建設業を営む約 48,000 事業場と 588 団体が会員となり、会員等が行う労働災害防止活動を促進するため様々な活動を行っています。

建災防本部所在地

〒108-0014

東京都港区芝 5-35-2

安全衛生総合会館7階

電話(代表)03-3453-8201



(2) 建災防宮城県支部

建災防宮城県支部は、昭和 39 年 10 月に発足し、県内に 9 分会が組織され、744 事業場、14 団体の会員で構成されています。

〒980-0824

宮城県仙台市青葉区支倉町2-48

宮城県建設産業会館 5 階

電話 022-224-1797



(分会)

名称	所在地
仙台分会	仙台市青葉区支倉町 2-48(宮城県建設産業会館 2F)
石巻分会	石巻市鹿又字山下西115-1
塩釜分会	塩竈市松陽台 1 丁目 3-5 (株)千葉鳶内
大崎分会	大崎市古川旭 4-3-24(大崎建設産業会館内)
登米分会	登米市迫町佐沼字新大東 65(登米建設会館内)
気仙沼分会	気仙沼市字長磯前林 84-1(気仙沼建設産業会館内)
栗原分会	栗原市築館字留場中田 103(栗原建設会館内)
仙南分会	柴田郡大河原町字新南 50-3(仙南建設会館内)
名亘分会	岩沼市桜 5-6-23

2 建災防宮城県支部の活動

(1) 安全衛生活動への支援

① 安全衛生諸行事の実施

- 全国安全週間(7月1日～7日)
 - 産業安全衛生宮城大会(労働局・災害防止団体共催)の開催
 - 建災防宮城県支部長表彰の実施
 - 建災防週間ポスター、実施要綱の頒布
- 全国労働衛生週間(10月1日～7日)
 - 建災防週間ポスター、実施要綱の頒布
- 全国建設業労働災害防止大会への参加支援
 - 建災防本部会長表彰の推薦
- 年末年始労働災害防止強化運動
 - (宮城年末年始労働災害防止強化運動 12月1日～1月31日)
 - 新年安全祈願祭、新年安全衛生推進大会の開催
 - 建災防運動ポスター、実施要綱の頒布
- 年度末労働災害防止強調月間(3月1日～3月31日)
 - 建災防月間ポスター、実施要綱の頒布



令和2年仙台大会のポスター

② 事業場が行う安全衛生諸活動の支援

- セーフワーク向上宣言活動の推進
- 団体・事業場が実施する安全衛生大会等への講師派遣・紹介
- 安全衛生パトロールの実施
- 安全管理士等による店社や現場に対する安全診断、助言指導
- 労働災害情報等の提供、法令改正情報の提供・説明会の実施
- 「建設の安全」「建災防みやぎ」「建災防からのお知らせ」等の配布
- 安全衛生に係る各種相談の対応

(2) 法定講習・教育等の実施

労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育、職長教育等を実施しています。

詳しい講習・教育の実施予定日等は、当支部 ^{ホームページ} H P の講習案内をご覧ください。



① 技能講習等(宮城労働局長登録講習)令和7年度

登録技能講習	登録番号
玉掛け技能講習	第 49-281 号
高所作業車運転技能講習	第 5-381 号
不整地運搬車運転技能講習	第 5-328 号

車両系建設機械(解体用)運転技能講習	第 5-330 号
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	第 49-2086 号
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	第 56-1594 号
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	第 56-2011 号
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	第 53-895 号
足場の組立て等作業主任者技能講習	第 48-1526 号
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	第 47-2113 号
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	第 48-2191 号
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	第 29-1019—1号
石綿作業主任者技能講習	第 02-1127—1号
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	第 05-0202—1号
酸素欠乏作業・硫化水素中毒危険作業主任者技能講習	申請予定
建築物石綿含有建材調査者講習 ※	第 03-0512—4号

※ 厚生労働省・国土交通省・環境省共管

② 特別教育 その他の講習(令和8年度予定)

(特別教育)足場の組立て等特別教育、石綿取扱い作業従事者特別教育、研削といし取替え等業務特別教育、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

(職長教育) 職長・安全衛生責任者教育

(再教育) 足場の組立て等作業主任者能力向上教育、車両系建設機械(整地等)運転従事者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育

(その他) 熱中症予防管理者教育、現場管理者統括管理講習、建設現場のメンタルヘルス対策(職場環境改善実施担当者研修)、足場点検実務者研修、斜面点検者教育、化学物質管理者教育

【令和8年度 講習開始予定講習】

酸素欠乏作業・硫化水素中毒危険作業主任者技能講習、酸素欠乏危険作業特別教育



フルハーネス型安全帯を使っ
てのぶら下がり体験



県内各地で、ライブ配信による
サテライト教室を実施

③ 建設従事者教育(6時間教育) – 不安全行動防止のために –

建災防が策定した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づく「建設従事者教育」です。(現場への出張講習となります。お申込みは、当支部 HP から)

作業員の方々に、自身の作業においてどのような危険が潜んでいるかご理解いただくため、当支部では、実技訓練に加え、VR(Virtual Reality)を通したリアルな事故体験をKYTに取り入れた「VR-KY」や、エイジフレンドリーガイドラインに基づく転倒リスク評価測定、土砂崩壊土圧体験、熱中症労働者向け教育、メンタルヘルス講習など、様々な手法を取り入れています。(本教育は 国交省、宮城県、仙台市の工事成績評価の加点対象となっています。)

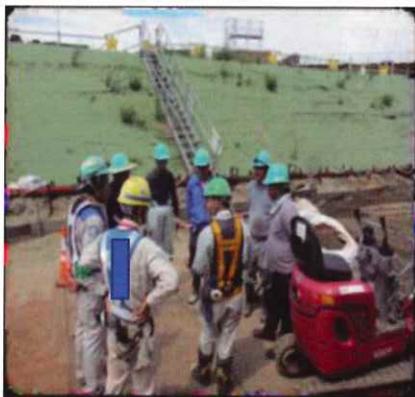


(3) 支援・助成事業 (令和7年度現在)

① 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

防災減災、復旧・復興等を対象に、安全衛生活動を支援しています。

宮城県支部内に、宮城安全衛生支援センターを設置し、現場巡回、訪問による安全衛生教育等を無料で行っております。同指導教育を実施されると、現場ごとに事業実施証明書を交付しており、安全衛生活動実施の証明に活用できます。



安全パトロールの実施



震災時の現地安全教育



② 専門工事業安全衛生支援事業

専門工事業や中小総合建設業での集団指導や個別指導、安全衛生パトロールの講師派遣を無料で実施しています。加えて、専門工事業団体が指定を受けると、安全大会や集団指導等の会場費の補助や安全啓発資料を提供しています。

(支援事業の主な内容)

- ◆ 安全衛生大会の実施: 会場費の一部補助、講師(推進員)の派遣
- ◆ 集団指導・技術研修会: 講師(推進員)の派遣

- ◆ 現場安全衛生パトロール
- ◆ 個別の店社に対する指導(1年を通して、御社の安全パトロールや安全管理体制の整備、職員への安全教育等を行います。)

③ 安全管理士等による安全パトロールや助言指導

安全管理士は、建災防本部所属の安全衛生のプロフェッショナルです。東北エリアを管轄する安全管理士は、宮城県支部に駐在しており、東北各県に出張可能です。中小総合建設業に対する安全パトロール等は無料で実施しています。お申込・お問合せは、宮城県支部まで。

④ 安全指導者の派遣

建災防では、安全に係る有識者を「安全指導者」として配置し、現場の安全指導等をお願いしています。宮城県支部では、安全衛生に詳しい安全担当部署の担当者等29名を委嘱し、発注機関や関係団体等主催する安全パトロール等をお願いしています。

(4) 木造家屋等建築工事安全対策委員会の運営

低層住宅等木造家屋の建築工事は、小規模なうえ、元方の現場責任者が常駐していないことも多く、安全管理上様々な課題があります。

宮城県内では、建災防宮城県支部が運営事務局となつて、昭和53年に、宮城県内の住宅建築関係団体の協力を得て宮城県木造家屋等建築工事安全対策委員会が設立され、県内8地区委員会で、所轄労働基準監督署の御指導のもと、安全パトロールや安全大会、研修会の諸活動を自主的に実施し、低層住宅建築の安全管理の向上を目指しています。



宮城県木造家屋等建築工事安全対策委員会

顧問 宮城労働局労働基準部健康安全課長

参画団体

建設業労働災害防止協会宮城県支部
(公社) 宮城労働基準協会
(一社) 宮城県建設業協会
宮城県電気工事工業組合
宮城県管工業協同組合
(一社) 宮城県建設職組合連合会
宮城県板金工業組合
宮城県塗装業組合連合会
プレハブ建築協会宮城地区会員連絡協議会
(一社) 宮城県優良住宅協会

地区木建委員会

地区	担当地区
仙台	仙台労働基準監督署 (以下「監督署」管内)
塩釜	
名亘	
石巻	石巻監督署管内
気仙沼	古川監督署管内
古川	
仙南	大河原監督署管内
瀬峰	瀬峰監督署管内

3 建災防宮城県支部会員加入のお勧め

建設業労働災害防止協会は、労働災害防止団体法に基づき設立された厚生労働大臣の認可団体です。会員企業は、労働災害防止に積極的に取り組む建設業を営む宮城県内の企業(支店・営業所も含む)で構成され、自主的努力を進めることとしています。会員になると、労働災害防止や従業員の健康確保に資する様々な支援・特典があります。

(1) 会員の種類

【会員】

- 1号会員(一般会員)～建設業を営む事業主であれば、規模の大小、職種のいかんを問わず、会員になれます。
- 2号会員(団体会員)～建設関係事業者団体が団体として加入されているもの。
- 賛助会員～当協会の事業目的に賛同した建設業以外の方
 - 会員の加入状況(令和7年9月末現在)

1号会員(一般会員)数

地区名	会員数
仙台	317
仙南	44
名亘	31
塩釜	28
大崎	55
栗原	19
登米	27
石巻	54
気仙沼	20
支社・支店	149
一般会員計	744
団体会員	14
賛助会員	6
合計	764

2号会員(団体会員)名簿

東北建設躯体工業会
宮城県管工業協同組合
宮城県建設職組合連合会
宮城県型枠工事業協同組合
宮城県コンクリート圧送協会
宮城県左官工業組合連合会
(一社)宮城県造園建設業協会
宮城県タイル協会
宮城県鉄筋工事業協同組合
宮城県電気工事工業組合
宮城県塗装業組合連合会
宮城県鳶土工業連合会
宮城県板金工業組合
(一社)みやぎ中小建設業協会

賛助会員

(株)安全教育センター
建設連合・宮城県建設組合(建設連合・東北地区労働保険振興会)
蔵王リース(株)
(一社)低層足場リース協会
(一社)宮城県優良住宅協会
社の都建設協同組合

(2) 会員特典

【一般会員の場合】

- ① 安全週間等ポスター等の無料配布
- ② 情報誌「建設の安全」「建災防☆みやぎ」等情報誌の配布

- ③ 安全衛生管理活動支援
- ④ 会員証の発行
- ⑤ 安全衛生大会の参加支援
- ⑥ 法令、災害等の情報提供
- ⑦ 講習受講料(テキスト代)の割引

(3) 〈年会費〉一般会員の場合

前々年度の確定労災保険料に 1,000 分の 5 を乗じた額で、2 万円に満たない場合には、2 万円とし、25 万円を超える場合は 25 万円となります。

(保険料納付実績がない場合の年額は 2 万円です。)

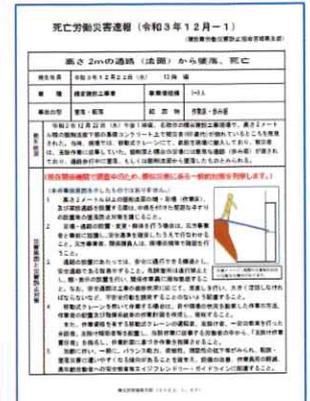
入会金はありません。加入方法は、当支部ホームページをご覧ください。



(4) 会員加入証明

建災防宮城県支部の会員である旨証明書を交付しております。発注機関によっては、経営審査事項にて加点評価項目に入っています。

(情報誌・会報(毎月発行)・死亡労働災害速報)



産業安全衛生宮城大会(共催)

建設業新年安全衛生推進大会



建設業に従事している皆さま
これから従事する皆さまへ

安全・安心な職場は、安全衛生教育の受講から。

労働安全衛生法令において定められている技能講習、特別教育などを受講し、安全作業に必要な知識、技能を身につけましょう！



INFORMATION

■個人事業者（一人親方）等は、労働安全衛生規則で定める危険又は有害な業務を行う場合、特別教育等を受講しないと仕事に就くことができません。（令和9年4月1日施行）

労働安全衛生法（安全衛生教育）

第59条 第1項・2項（略）

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、厚生労働省令で定める※1とことにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

※1 労働安全衛生規則第36条参照

4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

第60条の2 第1項（略）

2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育※2を受けるように努めなければならない。

※2 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針参照

個人事業者（一人親方）

施主や建設会社から個人で仕事を請け負い、他人を雇用せずに仕事を行う者をいいます。

作業従事役員等

個人事業者及び厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業者をいいます。



■接着剤など化学物質を含んだ材料を取扱う場合は、化学物質管理者が作業を管理する必要があります。



(炎) (どくろ) (健康有害性) (感嘆符)



■建築物に加え、工作物を解体、改修する場合は、工作物石綿事前調査者講習修了者等の資格者が石綿含有建材の有無について事前調査を行う必要があります。

工作物の解体、改修工事の例：

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など



建設業労働災害防止協会（建災防）

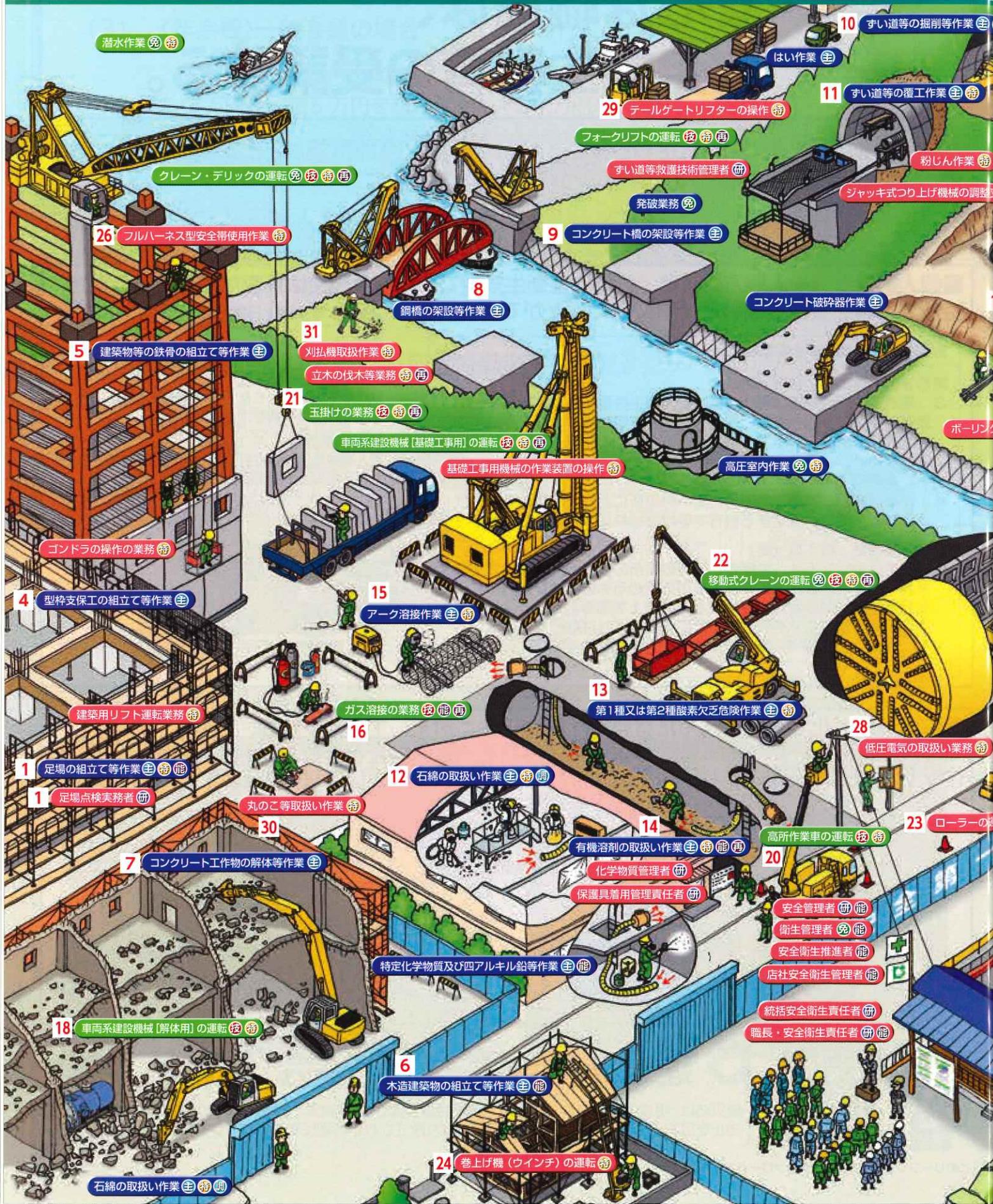
建災防は、建設業を営む事業主の皆さまが会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として、労働災害防止団体法により設立された特別民間法人です。



建災防の概要

知っていますか! 建設作業

技能講習、特別教育などを受講し、安全作業に



潜水作業 (免) (特)

クレーン・デリックの運転 (免) (特) (再)

26 フルハーネス型安全帯使用作業 (特)

5 建築物等の鉄骨の組立て等作業 (全)

31 刈払機取扱作業 (特)

立木の伐木等業務 (特) (再)

21 玉掛けの業務 (技) (特) (再)

車両系建設機械【基礎工事用】の運転 (技) (特) (再)

基礎工事用機械の作業装置の操作 (特)

ゴンドラの操作の業務 (特)

4 型枠支保工の組立て等作業 (全)

15 アーク溶接作業 (全) (特)

22 移動式クレーンの運転 (免) (特) (再)

建築用リフト運転業務 (特)

16 ガス溶接の業務 (技) (能) (再)

13 第1種又は第2種酸欠乏危険作業 (全) (特)

1 足場の組立て等作業 (全) (特) (能)

12 石綿の取扱い作業 (全) (特) (再)

28 低圧電気の取扱い業務 (特)

1 足場点検実務者 (研)

丸のご等取扱い作業 (特)

23 ローラーの運転 (特)

7 コンクリート工作物の解体等作業 (全)

14 有機溶剤の取扱い作業 (全) (特) (能) (再)

20 高所作業車の運転 (技) (特)

18 車両系建設機械【解体用】の運転 (技) (特)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業 (全) (能)

安全管理者 (研) (能)

衛生管理者 (免) (能)

安全衛生推進者 (能)

店社安全衛生管理者 (能)

統括安全衛生責任者 (研)

職長・安全衛生責任者 (研) (能)

6 木造建築物の組立て等作業 (全) (能)

24 巻上げ機 (ウィンチ) の運転 (特)

石綿の取扱い作業 (全) (特) (再)

の資格

必要な知識と技能を身につけましょう！

注1) 本紙に示した資格は、建設業で特に関係の深い主な資格です。
イラストは、すべてイメージであり、実際の作業状況を一部省略している部分があります。
注2) 作業名に付している番号は、本紙で詳解している項目番号です。
注3) 本紙では法令を以下のとおり略しています。
安衛法：労働安全衛生法 施行令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則
石綿則：石綿障害予防規則



- ①**は、作業主任者技能講習を修了していることが必要となる業務です。
法令で定められた危険有害な業務で、安全衛生上特別の管理が必要とされる作業を行う場合には、作業者を直接指揮する作業主任者の配置が必要です。
作業主任者は、作業方法や労働者の配置を決定し労働者を直接指揮などの職務が定められており、安全な作業を行うために大変重要となる国家資格です。
作業主任者は、作業の内容に応じて、登録教習機関が行う技能講習を修了した者又は指定試験機関が行う免許試験に合格した者のなかから、事業者が選任するものです。
- ②**、**③**、**④**、**⑤**は、試験に合格していること、運転等技能講習又は特別教育を修了していることが必要となる業務です。

 - ②**は、免許取得者
指定試験機関が行う試験に合格し、都道府県労働局長の免許を受けた者です。
 - ③**は、技能講習修了者
都道府県労働局に登録した登録教習機関が行う講習を修了した者です。
 - ④**は、特別教育（特別教育に準じた教育を含む）修了者
各事業者が法令で定められた一定のカリキュラムに基づいて行う教育を修了した者です。
- ⑥**は石綿調査者講習を修了していることが必要となる業務です。
石綿調査者は、建築物、又は工作物の解体又は改修の作業を行う前に、石綿等の使用の有無の調査を行う者で、都道府県労働局に登録した講習実施機関が行う講習を修了した者です。
- ⑦**、**⑧**は、次のいずれかの教育を修了していることが必要となる業務です。

 - ⑦**は、安衛法第19条の2に基づく労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育（概ね5年ごとに行う「定期教育」と機械設備等に大幅な変更があったときに行う「随時教育」）を修了した者です。
 - ⑧**は、安衛法第60条の2に基づく危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育（概ね5年ごとに行う「定期教育」と機械設備等に新たなものに代わるときに行う「随時教育」）を修了した者です。
- ⑨**は、1～4以外の教育を修了していることが必要となる業務です。
法令で定められた職務に従事するために、行政通達に基づき行う教育です。

くわしくは、次の労働安全衛生関係法令を参照してください。

◆作業主任者関係

安衛法第14条＝施行令第6条＝安衛則ほか
⇒ 免許・技能講習《足場の組立て等作業主任者 など》

◆就業制限業務関係

安衛法第61条＝施行令第20条＝安衛則ほか
⇒ 免許・技能講習《機体重量3トン以上のドラグ・ショベルの運転など》

◆危険・有害業務に従事する者に対する特別教育関係

安衛法第59条第3項＝安衛則第36条ほか
⇒ 特別教育《作業床の高さ10m未満の高所作業車の運転など》

◆建築物等の石綿含有建材使用の事前調査関係

⇒ 石綿則第3条ほか

1 足場の組立て等作業



作業者（特別教育）

◆受講対象者：

満18歳以上であって、足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者

注）年少者労働基準規則第8条により、満18歳未満は、業務に就くことはできません。

作業主任者

（1. 技能講習）

◆対象作業：

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

◆受講資格：

①足場の組立て、解体又は変更の作業に**3年以上従事した経験**を有する者

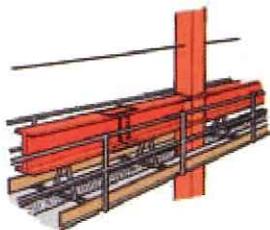
②**大学、高等学校等において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者**で、その後足場の組立て、解体又は変更の作業に**2年以上従事した経験**を有する者

③その他

点検者（足場点検実務者研修等）

◆受講対象者：

- ①建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者
- ②店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者

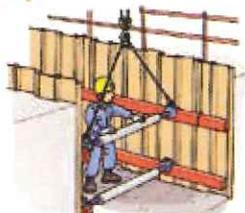
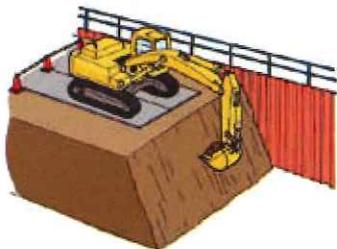


（2. 能力向上教育）

◆受講対象者：

技能講習修了後または前回受講後概ね5年が経過した作業主任者

2 地山の掘削作業



作業主任者（技能講習）

「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」修了者から作業に応じて、地山の掘削作業主任者又は土止め支保工作業主任者を選任

◆対象作業：

地山の掘削：掘削面の高さが2m以上の地山の掘削の作業

土止め支保工：土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け、取はずしの作業

◆受講資格：

①地山の掘削の作業又は土止め支保工の組立て等の作業に**3年以上従事した経験**を有する者

②**大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した者**で、その後地山の掘削作業又は土止め支保工の組立て等の作業に**2年以上従事した経験**を有する者

③その他

3 土止め支保工作業

4 型枠支保工の組立て等作業

作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

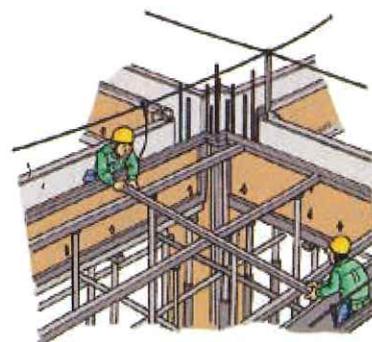
型枠支保工の組立て又は解体の作業

◆受講資格：

①型枠支保工の組立て又は解体の作業に**3年以上従事した経験**を有する者

②**大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者**で、その後型枠支保工の組立て又は解体の作業に**2年以上従事した経験**を有する者

③その他



注1）受講資格の③その他については、安衛則別表第6に基づく各技能講習規程をご参照ください。

注2）能力向上教育は、労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応し、安全衛生水準の向上を図ることを目的に、安衛法第19条の2に基づく教育をいい、表紙では「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に教育内容、時間等カリキュラムが示されているものを掲載しています。

5 建築物等の鉄骨の組立て等作業

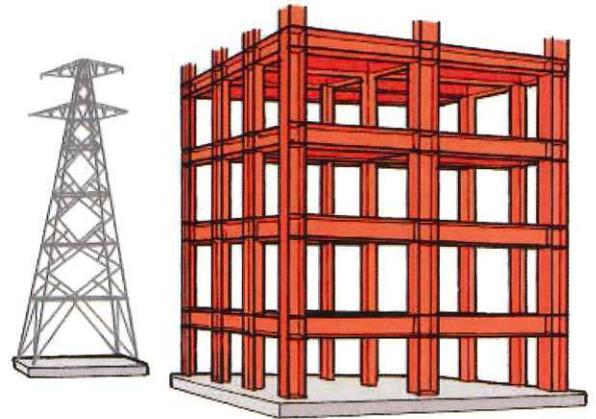
作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

建築物の組立て等において、金属製の部材により構成されるもの（高さが5m以上）の組立て、解体又は変更の作業

◆受講資格：

- ①建築物等の鉄骨の組み立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後建築物等の鉄骨の組み立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他



6 木造建築物の組立て等作業

作業主任者

(1. 技能講習)

◆対象作業：

軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業

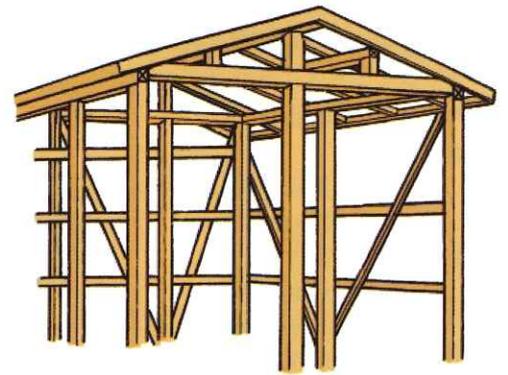
◆受講資格：

- ①木造建築物の構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後木造建築物の構造部材の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他

(2. 能力向上教育)

◆受講対象者：

技能講習修了後または前回受講後概ね5年が経過した作業主任者



7 コンクリート工作物の解体等作業

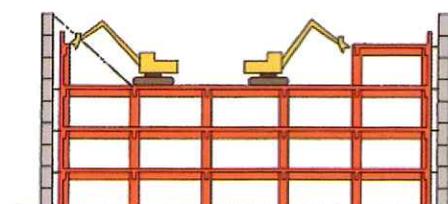
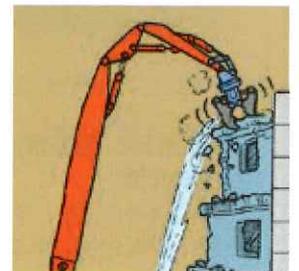
作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

◆受講資格：

- ①コンクリート工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後コンクリート工作物の解体等の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他

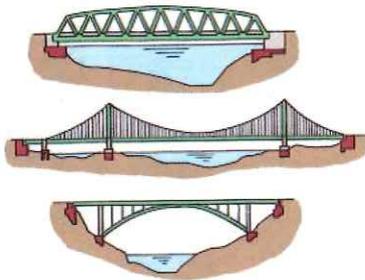


8 鋼橋架設等作業

作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業



◆受講資格：

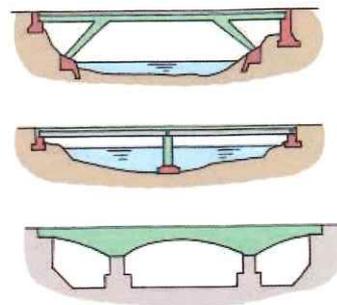
- ①鋼橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後鋼橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他

9 コンクリート橋架設等作業

作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業



◆受講資格：

- ①コンクリート橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後コンクリート橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他

10 ずい道等の掘削等作業

作業者（特別教育）

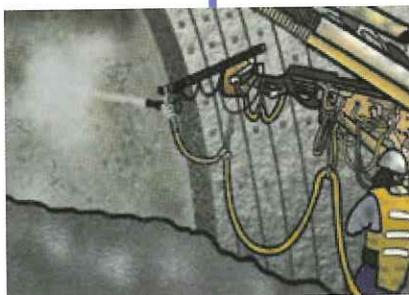
◆対象作業：

ずい道等の掘削作業又はこれに伴うずり積み、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の業務

◆受講対象者：

対象作業に従事する者

注）労働基準法第63条（坑内労働の禁止）及び第64条の2（坑内業務の就業制限）により、業務に就くことができない者が規定されています。



作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付け作業

◆受講資格：

- ①ずい道等の掘削等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後ずい道等の掘削等の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他

作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

ずい道型枠支保工の組立て、移動、解体又はコンクリート打設等の作業

◆受講資格：

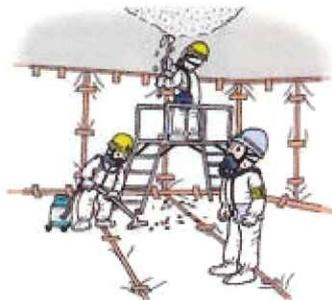
- ①ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後ずい道等の覆工の作業に2年以上従事した経験を有する者
- ③その他

12 石綿を取扱う作業

作業員（特別教育）

◆受講対象者：

石綿の取扱い作業及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物（石綿等）を取扱う作業に従事する者



作業主任者（技能講習）

◆対象作業：

石綿等を取扱う作業

◆受講資格：

なし

調査者（建築物石綿含有建材調査者講習）

◆職務：

建築物等の解体改修工事において、対象建築物の石綿等の使用の有無についての調査

◆対象建築物：一戸建て住宅を含むすべての建築物

◆受講資格：

- ① 石綿作業主任者技能講習修了者
 - ② 大学において、建築に関する過程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
 - ③ その他
- 注）その他は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程第7条をご参照ください。

注）この講習のほか、工作物石綿事前調査者講習の修了者など、調査対象物によっては、資格が異なります。

13 酸素欠乏危険作業、硫化水素中毒危険作業

作業員（特別教育）

◆受講対象者：酸素欠乏危険場所^注における作業に従事する者
注）施行令別表第6を参照

作業主任者（技能講習）

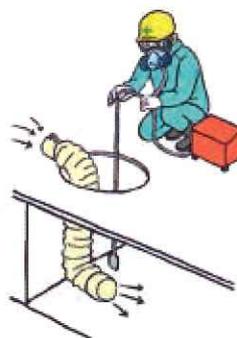
◆対象作業：

第1種酸素欠乏危険作業：雨水などが滞留している暗きよ、マンホールの内部など施行令別表第6に定める場所における作業で、第2種酸素欠乏危険作業以外の作業（酸素欠乏症等防止規則第2条第7号）

第2種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として、厚生労働大臣が定める場所での作業（酸素欠乏症等防止規則第2条第8号）

◆受講資格：なし

	受講・修了者	第1種酸素欠乏危険作業	第2種酸素欠乏危険作業
作業員	特別教育	酸素欠乏危険作業特別教育規程第1条（4時間）	酸素欠乏危険作業特別教育規程第2条（5.5時間）
作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	「酸素欠乏危険作業主任者」を選任できる。	選任できない
	酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業主任者技能講習	「酸素欠乏危険作業主任者」を選任できる。	「酸素欠乏危険作業主任者」を選任できる。



14 有機溶剤を取扱う作業

作業員

(1. 特別教育に準じた教育)

◆受講対象者：有機溶剤を取扱う業務に従事する者（昭和59年6月29日付け基発第337号）

(2. 安全衛生教育)

◆受講対象者：

特別教育に準じた教育修了又は前回受講後、概ね5年が経過した作業員



作業主任者

(1. 技能講習)

◆対象作業：屋内作業場やタンクの内部などで、有機溶剤を取扱う作業

◆受講資格：なし

(2. 能力向上教育)

◆受講対象者：技能講習修了後又は前回受講後、概ね5年が経過した作業主任者



15 アーク溶接等作業

作業員（特別教育）

◆受講対象者：アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業に従事する者



作業主任者

（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習）

◆対象作業：金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取扱う作業

◆受講資格：なし



16 ガス溶接等作業

作業員

（技能講習）

◆受講対象者：可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に従事する者

◆受講資格：なし

（安全衛生教育）

◆受講対象者：技能講習修了後、概ね5年が経過した者



作業主任者

（ガス溶接作業主任者免許）

◆対象作業：

金属アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

◆免許試験の受験資格：

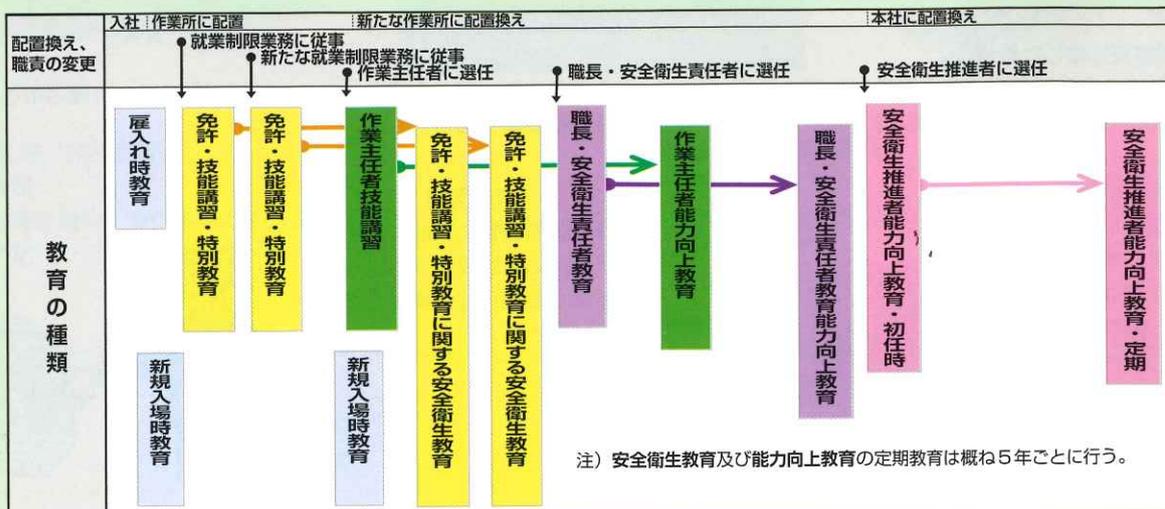
ガス溶接技能講習を修了した者であって、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有する者など、安衛則別表第4に定めるもの

.....ちよつとひと休み.....



Q 学校を卒業し、建設会社に入社したら、会社は安全に仕事をするため必要な資格や管理者教育受講などの機会を設けてくれますか？

A 基本的に会社は、社員が健康で安全に働くことができるよう、安全衛生に関する教育の実施、仕事を安全に進めるための管理監督者の資格の取得及び教育を受けさせ、選任することが安衛法において義務づけられています。50人未満の会社を例に、入社してからの安全衛生に関する教育受講の一例を挙げます。



17 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務

運転者

- ◆機体重量3 t未満：(特別教育)
- ◆機体重量3 t以上：(技能講習)

◆受講資格：なし

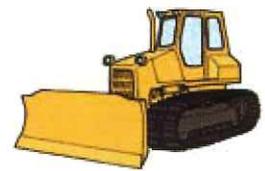
注) 受講修了し、運転資格を取得することができても、年少者労働基準規則第8条により、満18歳未満は、運転業務につくことはできません。

(安全衛生教育)

◆受講対象者：
運転資格取得後概ね5年ごとに受講

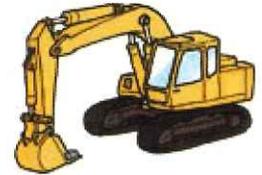
整地・運搬・積み込み用機械

- ・ブルドーザー
- ・モーター・グレーダー
- ・トラクター・ショベル
- ・ずり積機
- ・スクレーパー
- ・スクレープドーザー



掘削用機械

- ・パワー・ショベル
- ・ドラグ・ショベル
- ・ドラグライン
- ・クラムシェル
- ・バケット掘削機



18 車両系建設機械（解体用）運転業務

運転者

- ◆機体重量3 t未満：(特別教育)
- ◆機体重量3 t以上：(技能講習)

◆受講資格：なし

注) 受講修了し、運転資格を取得することができても、年少者労働基準規則第8条により、満18歳未満は、運転業務につくことはできません。

(安全衛生教育)

◆受講対象者：
運転資格取得後、又は前回受講後概ね5年が経過した運転者

解体用機械

- ・ブレーカ
- ・鉄骨切断機
- ・コンクリート圧砕機
- ・解体用つかみ機



19 不整地運搬車運転業務

運転者

- ◆最大積載量1 t未満：(特別教育)
- ◆ " 1 t以上：(技能講習)

◆受講資格：なし

注) 受講修了し、運転資格を取得することができても、年少者労働基準規則第8条により、満18歳未満は、運転業務につくことはできません。

- ・ホイール式 (タイヤ式)
- ・クローラ式 (履帯式)



20 高所作業車運転業務

運転者

作業床を最も高く上昇させることができる高さ

- ◆10 m未満：(特別教育)
- ◆10 m以上：(技能講習)

◆受講資格：なし

注) 受講修了し、運転資格を取得することができても、年少者労働基準規則第8条により、満18歳未満は、運転業務につくことはできません。

- ・伸縮ブーム型
- ・屈折ブーム型
- ・混合ブーム型
- ・垂直昇降型

- ・トラック式
- ・クローラ式
- ・ホイール式



注1) ここでいう「安全衛生教育」とは、新規機械の導入や作業態様の変化等に対応し、新たな知識や技能を取得することを目的に、安衛法第60条の2に基づく教育です。ここでは「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」により、教育内容、時間等カリキュラムが示されているものを掲載しています。

21 玉掛け業務

業務従事者

- ◆つり上げ荷重1 t未満：(特別教育)
- ◆ // 1 t以上：(技能講習)

- ◆受講資格：なし

(安全衛生教育)

◆受講対象者：資格取得後又は前回受講後、概ね5年が経過した者



22 移動式クレーン等運転業務

運転者

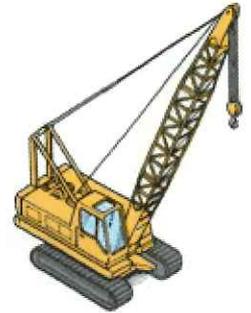
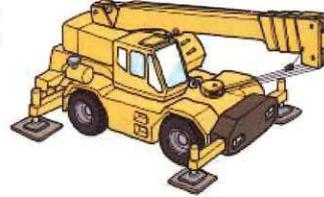
- ◆つり上げ荷重1 t未満：(特別教育)
- ◆ // 1 t以上5 t未満：(技能講習)
- ◆ // 5 t以上：(免許)

- ◆受講資格：なし

(安全衛生教育)

◆受講資格：免許取得後概ね5年が経過した者

- ・トラッククレーン
- ・ホイールクレーン
- ・クローラクレーン
- ・鉄道クレーン
- ・浮きクレーン



23 車両系建設機械(締固め用)運転業務

運転者

(特別教育)

- ◆受講資格：なし

注) 受講修了し、運転資格を取得することができても、年少者労働基準規則第8条により、満18歳未満は、運転業務につくことはできません。

(安全衛生教育)

◆受講対象者：運転資格取得後概ね5年ごとに受講

締固め用機械

- ・ローラー



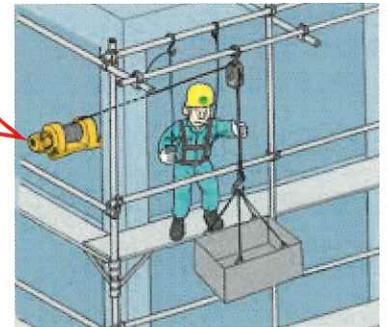
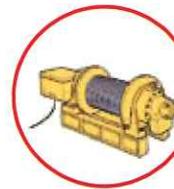
24 巻上げ機運転業務

運転者 (特別教育)

- ◆受講資格：なし

(用途(例))

- ・左官工事、屋根工事等の荷揚げ機
- ・木造家屋工事の瓦揚げ機
- ・トンネル(たて坑)の荷揚げ機
- ・作業船の操船用、係船用
- ・橋梁工事の橋桁移動時



25 ロープ高所作業

ロープ高所作業従事者 (特別教育)

- ◆受講資格：なし

注) 満18歳未満の方は受講することはできませんが、修了しても年少者労働基準規則第8条により、高さ5m以上の高所作業に就くことはできません。



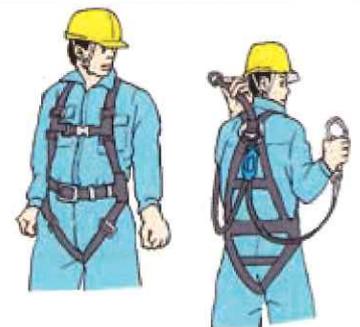
26 フルハーネス型安全帯使用作業

フルハーネス型安全帯使用作業従事者 (特別教育)

- ◆受講資格：なし

注) 満18歳未満の方は受講することはできませんが、修了しても年少者労働基準規則第8条により、高さ5m以上の高所作業に就くことはできません。

注) 安全帯のことを労働安全衛生法令では、「墜落制止用器具」といいます。



27 研削砥石の取替え、試運転業務

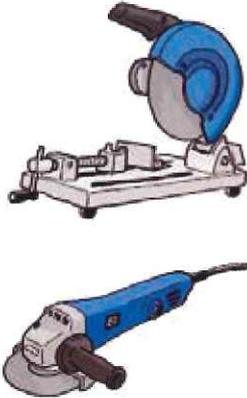
建設業では、グラインダなどの研削用砥石が該当します。

グラインダ使用作業従事者 (特別教育)

注) 特別教育は、自由研削砥石(グラインダ)の砥石の取替え、又は試運転が対象です。特別教育では、グラインダの使用方法などについても教育することが望ましいです。

◆受講資格：なし

- ・携帯用グラインダ
- ・卓上グラインダ
- ・切断機



28 電気取扱い業務

電気取扱い業務従事者

◆低圧：(特別教育)

(直流で750V以下、交流で600V以下の充電電路の敷設、修理、又は配電盤室等区画された場所の低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作業務従事者)

◆高圧、特別高圧：(特別教育)

(直流で750Vを、交流で600Vを超えて、7000V以下の充電電路、支持物の敷設、点検修理、操作の業務)

◆受講資格：なし



29 テールゲートリフター操作業務

操作者(特別教育)

◆受講対象者：

荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務従事者

◆受講資格：なし

注) テールゲートリフターの操作の業務そのものを行わない者であってもロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者にとっては、特別教育を受けることが望ましい。



- ・アーム式(チルト式)
- ・垂直式
- ・後部格納式
- ・床下格納式

30 丸のこ等取扱い業務

取扱い業務従事者

(特別教育に準じた教育)

◆受講対象者：

丸のこ等を取扱う業務従事者

- ・携帯用丸のこ盤
- ・携帯用丸のこ
- ・可搬式丸のこ盤



31 刈払機取扱い業務

取扱い業務従事者 (特別教育に準じた教育)

◆受講対象者：

刈払機を取扱う者

- 歯のタイプ
- ・ナイロンコード
 - ・チップソー
 - など



平成12年2月16日基発第66号

32 チェーンソー以外の振動工具取扱い業務

取扱い業務従事者

(特別教育に準じた教育)

◆受講対象者：

チェーンソー以外の振動工具を取扱う業務従事者

- ・さく岩機、コンクリートブレーカー
- ・エンジンカッター
- ・携帯用皮はぎ機
- ・携帯用タイタンパー
- ・インパクトレンチ



昭和58年5月20日基発第258号

建設作業所における安全衛生管理体制

・・・作業所における管理者の資格・・・

安衛法では、作業所の規模、工事内容及び各事業場の規模等に応じて、安全衛生管理を担当する者の選任を義務づけています。

事業場の規模		
10人以上50人未満	50人以上	100人以上
◆安全衛生推進者	◆安全管理者 ◆衛生管理者 ◆産業医 ◆安全衛生委員会	◆総括安全衛生管理者

安全・安心な職場は資格の取得から。



工事の種類	作業所の規模		
	20人以上	30人以上	50人以上
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の工事	◆店社安全衛生管理者（元請）		◆統括安全衛生責任者（元請） ◆元方安全衛生管理者（元請） ◆安全衛生責任者（協力会社）
すい道、一定の橋梁、圧気工事			
上記以外の建設工事			

作業所の安全衛生管理体制（例）

元請会社（常時20人の職員を使用する場合）

- ・ 統括安全衛生責任者（安衛法第15条）
（※作業所全体において、元請会社の職員（労働者）及び協力会社の労働者を合わせて50人以上の場合）
- ・ 元方安全衛生管理者（安衛法第15条の2）
- ・ 安全衛生推進者（安衛法第12条の2）

災害防止協議会（安全衛生協議会）
（元請会社・協力会社）

協力会社（常時60人の直備労働者を使用する場合）

- ・ 安全管理者（安衛法第11条）
- ・ 衛生管理者（安衛法第12条）
- ・ 産業医（安衛法第13条）
- ・ 安全衛生責任者（安衛法第16条）
- ・ 作業主任者（安衛法第14条）
- ・ 職長（安衛法第60条）
- ・ 安全衛生委員会（安衛法第19条）
- ・ 作業者（運転者、作業指揮者、監視人、誘導者など）

協力会社（常時20人の直備労働者を使用する場合）

- ・ 安全衛生推進者（安衛法第12条の2）
- ・ 安全衛生責任者（安衛法第16条）
- ・ 作業主任者（安衛法第14条）
- ・ 職長（安衛法第60条）
- ・ 作業者（運転者、作業指揮者、監視人、誘導者など）

協力会社（常時8人の直備労働者を使用する場合）

- ・ 安全衛生責任者（安衛法第16条）
- ・ 作業主任者（安衛法第14条）
- ・ 職長（安衛法第60条）
- ・ 作業者（運転者、作業指揮者、監視人、誘導者など）

統括安全衛生責任者（安衛法第15条）

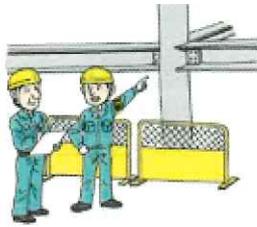
職務：

協議組織の設置、運営など特定元方事業者の講ずべき事項の統括管理

対象作業所：

同一の場所で、元請、協力会社を合わせて50人以上の労働者が混在する作業所

注) 建災防では、同一の場所で元請、協力会社を合わせて常時50人未満の統括管理が必要な作業所の作業所長等を対象に、「現場管理者統括管理講習」を実施しています。



元方安全衛生管理者（安衛法第15条の2）

職務：

統括安全衛生責任者の指揮の下、協議組織の設置、運営など技術的事項の管理

対象作業所：

統括安全衛生責任者を選任した作業所

選任要件：

一定の学歴と経験を有する者



職長（安衛法第60条）

職長の職務：作業方法の決定、労働者の配置 など

安全衛生責任者の職務：統括安全衛生責任者との連絡 など

対象作業所：同一の統括安全衛生責任者を選任すべき作業所において仕事を行う関係請負人（協力会社）

選任要件：建設業では、職長が安全衛生責任者を兼務することが多いことから、「職長・安全衛生責任者教育」を修了した者から選任

注) 建災防では、職長・安全衛生責任者教育及び同能力向上教育に準じた教育を実施しています。



安全衛生責任者（安衛法第16条）

安全衛生推進者（安衛法第12条の2）

職務：危険又は健康障害を防止するための措置に関することなど

対象事業場：常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

選任要件：一定の学歴と経験を有する者

対象教育：

- ◆選任要件を満たしている者に対し、選任時に行う教育
安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
- ◆初任時教育受講後、定期的に行う教育
安全衛生推進者能力向上教育（定期）

注) 建災防では、能力向上教育（初任時）の講師を養成する講座を実施しています。

店社安全衛生管理者（安衛法第15条の3）

職務：建設現場の統括安全衛生管理を行う者に対する指導 など

対象事業場：

- ◆労働者数が常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う事業場
- ◆労働者数が常時20人以上30人未満のすい道等の建設の仕事、圧気工法により作業を行う仕事、一定の場所での橋梁の建設工事を行う事業場

選任要件：一定の学歴と経験を有する者

対象教育：店社安全衛生管理者能力向上教育

危険有害業務に対応し、選任が必要な主な管理者

化学物質管理者

（安衛則第12条の5）

職務：化学物質に関するリスクアセスメントの実施管理 など

対象事業場：リスクアセスメント対象物を製造し又は取扱う事業場

選任要件：化学物質に関する必要な能力を有する者

対象教育：化学物質管理者講習



保護具着用管理責任者

（安衛則第12条の6）

職務：保護具の適切な選択、使用に関すること など

対象事業場：リスクアセスメント対象物を製造し、又は取扱う事業場

選任要件：保護具に関する知識及び経験を有する者

対象教育：保護具着用管理責任者教育

熱中症予防指導員管理者

平成28年2月29日基安発0229第1号厚生労働省通達

職務：高温多湿作業場所における熱中症予防対策（作業者に対する労働衛生教育の指導者を含む）

選任要件：熱中症予防に関する知識及び経験を有する者

対象教育：

- ◆指導員、管理者：熱中症予防指導員・管理者研修
- ◆作業者：熱中症に関する労働衛生教育



主な建設作業における資格、選任等



危険、有害な業務では、有資格者の選任のほか、作業指揮者等の配置が必要です。

作業	資格、選任、指名等			資格、選任、指名等				
	免許取得者	技能講習修了者	特別教育受講者	事業者の選任、指名、配置等				
1 足場の組立て等		作業主任者	作業員	作業指揮者	監視人		点検者	
2 地山の掘削		作業主任者		作業指揮者		誘導者	点検者	測定者
3 土止め支保工		作業主任者					点検者	
4 型枠支保工の組立て等		作業主任者			監視人			
5 建築物等の鉄骨の組立て等		作業主任者		作業指揮者	監視人			
6 木造建築物の組立て等		作業主任者		作業指揮者	監視人			
7 コンクリート工作物の解体等		作業主任者		作業指揮者	監視人			
8 鋼橋架設等		作業主任者		作業指揮者	監視人			
9 コンクリート橋架設等		作業主任者		作業指揮者	監視人			
10 ずい道等の掘削等		作業主任者	坑内作業員	作業指揮者	切羽監視責任者	誘導者	点検者	測定者
11 ずい道等の覆工		作業主任者						
12 石綿等を取扱う作業		作業主任者	作業員					
13 酸素欠乏、硫化水素中毒危険作業		酸素欠乏危険作業主任者	作業員		監視人			測定者
		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	作業員					
14 有機溶剤を取扱う作業		作業主任者	作業員					
15 金属アーク溶接等作業		作業主任者	作業員					
16 ガス溶接等作業	作業主任者	作業員						
17 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務		運転者（3t以上）	運転者（3t未満）	作業指揮者		誘導者		
18 車両系建設機械（解体用）運転業務		運転者（3t以上）	運転者（3t未満）	作業指揮者		誘導者		
19 不整地運搬車運転業務		運転者（1t以上）	運転者（1t未満）	作業指揮者		誘導者		
20 高所作業車運転業務		運転者（10m以上）	運転者（10m未満）	作業指揮者		誘導者	合図者	
21 玉掛け業務		作業員（1t以上）	作業員（1t未満）					
22 移動式クレーン運転業務	運転士（5t以上）	運転者（1～5t）	運転者（1t未満）	作業指揮者			合図者	
23 車両系建設機械（締めめ用）運転業務			運転者	作業指揮者		誘導者		
24 巻上げ機運転業務			運転者					
25 ロープ高所作業			作業員	作業指揮者	監視人			
26 フルハーネス型安全帯使用作業			作業員					
27 研削砥石の取替え、試運転業務			作業員					
28 電気取扱業務			電気取扱者（特別高圧、高圧、低圧）	作業指揮者				
29 テールゲートリフターの操作業務			操作者					
30 丸のご等を取扱う作業			作業員※					
31 刈払機を取扱う作業			作業員※					
32 チェーンソー以外の振動工具を取扱う作業			作業員※					

注1) ※は特別教育に準じた教育

注2) この表は建設業における主な作業について掲載しています。掲載していない作業、作業の条件など詳細は労働安全衛生法令、通達をご参照ください。

●教育時間、教材、講師など、特別教育はどのように実施すればいいのですか？また技能講習を受講するには、どこに問い合わせをすればいいのですか？



1. 特別教育

(1) 教育時間

特別教育は、安衛法第59条第3項に定められているもので、事業者の責任において行います。
教育時間及び教育の内容については、安全衛生特別教育規程において、各教育の科目とその範囲及び教育時間が規定されています。

(2) 教材

教材については、主な特別教育のテキストを建災防でご用意しておりますので、ご活用ください。

(3) 講師

講師の資格については「講習科目について、十分な知識・経験を有する者」とされています。

建災防本部では、企業で行う特別教育の講師を対象にテキストに沿って、教育のポイントや教育の仕方について、講師を養成する講座を開催しています。

- (主な講座) ◇アーク溶接特別教育講師養成講座
◇足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
◇石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
◇酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
◇低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座
◇フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座



なお、会社で特別教育を実施できない場合は、事業者に代わって建災防が実施している教育をご活用ください。建災防で受講していただくと受講した記録が永久的に保管されると同時に、特別教育修了証を交付いたします。



2. 技能講習

技能講習は、都道府県労働局に登録した建災防等の登録教習機関が実施します。教習機関が実施する技能講習を受講し、試験に合格して修了証が交付されます。

受講資格、申込み方法などは建災防各都道府県支部にお問い合わせください。

なお技能講習の講師については、法令で資格が決められています。次頁（主な作業主任者技能講習）を参照ください。

**自身の経験と知識を活かし、
建災防の一員として安全衛生活動の指導者を目指しませんか！**

●技能講習において一度取得した資格は、更新する必要がありますか？

法令上は更新する制度はありません。しかし、施工方法の改善、取扱う資機材の開発などにより作業方法、手順や操作方法が変わる場合があります。概ね5年を目安に最新の施工方法、最近の災害状況などについて、定期的に安全衛生教育（いわゆる再教育）を受講することが必要とされています。（本紙では、能力向上教育注1）及び安全衛生教育注2）と表記しています。）

注1）「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づく教育

注2）「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づく教育

●わたしは労働者を雇わない個人事業者（一人親方）ですが、わたしが自らガス溶接作業に従事する場合は、技能講習を受講する必要がありますか？

ガス溶接の業務など、安衛法第61条の就業制限業務に就くことができる者は、業務に応じて資格が定められております。可燃性ガスによる溶接、溶断等の業務は、ガス溶接技能講習を修了した者とされており、個人事業者であっても必ずガス溶接技能講習を修了する必要があります。



経験と知識を活かし、技能講習の講師を目指しませんか！

安全を最優先に考え行動できる作業主任者を育成し、健康で快適な建設職場にしましょう。

..... 主な作業主任者技能講習の講師資格

- この表は建設業に関連する**主な作業主任者技能講習**※1について、**安衛法別表第20**に示されている学歴と経験に応じた講師資格を示したものです。
- 別表第20は、各技能講習の学科及び実技の科目ごとに講師の資格が規定されていますので、詳細を必ずご参照ください。
また、別表第20の「同等以上の知識経験を有する者」※2については、関係通達において資格や経験などが示されていますので、併せて必ずご確認ください（※2の表には表示していません）。
- 同じ技能講習であっても、講習の科目によって専攻条件の有無、作業経験の内容及び年数が異なることにご留意ください。

※1：作業主任者技能講習

（その他の技能講習については、安衛法別表第20をご参照ください。）

- ①足場の組立て等
- ②地山の掘削及び土止め支保工
- ③鋼橋架設等
- ④コンクリート橋架設等
- ⑤木造建築物の組立て等
- ⑥コンクリート工作物の解体等
- ⑦鋼橋架設等
- ⑧コンクリート橋架設等
- ⑨すい道等の掘削等
- ⑩すい道の覆工
- ⑪石綿
- ⑫酸素欠乏・硫化水素中毒危険
- ⑬有機溶剤
- ⑭金属アーク溶接
- ⑮ガス溶接

卒業後の経験	学歴 専攻 年数	大学又は高等専門学校卒						高等学校又は中等教育学校卒							
		(土木)	(建築)	(造船)	(採鉱)	(医学)	(工学)	(化学)	(土木)	(建築)	(造船)	(採鉱)	(工学)	(化学)	
建設の作業※1)に従事した経験 ※1) ①：造船の作業を含む。 ⑤：木造建築物の組立て等作業に限る。 ⑥：コンクリート工作物の解体等作業に限る。 ⑨⑩：すい道等の建設の作業に限る。	3年以上	①②③ ④⑥⑦ ⑧⑨⑩	①②③ ④⑤⑥ ⑦⑧	①	①②③ ④⑥⑦ ⑧⑨⑩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(専攻の条件なし) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩								-	-	-	-	-	-	
	5年以上	-	-	-	-	-	-	-	①②③ ④⑥⑦ ⑧⑨⑩	①②③ ④⑤⑥ ⑦⑧	①	①②③ ④⑥⑦ ⑧⑨⑩	-	-	
10年以上	(学歴の条件なし) ⑤：作業経験のうち、3年以上職長等の指導監督者としての地位にあった者														
安全指導の業務※2)に従事した経験 ※2) ①：造船の作業を含む。 ⑤：木造建築物の組立て等作業に限る。 ⑥：コンクリート工作物の解体等作業に限る。 ⑨⑩：すい道等の建設の作業に限る。	3年以上	(専攻の条件なし) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩						-	-	-	-	-	-		
	5年以上	-	-	-	-	-	-	-	(専攻の条件なし) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩						
安全の実務に従事した経験	1年以上	(専攻の条件なし) ⑮						-	-	-	-	-	-		
	3年以上	(専攻の条件なし) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩						-	-	-	-	-			
	5年以上	-	-	-	-	-	-	(専攻の条件なし) ⑤							
労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験	2年以上	-	-	-	-	-	⑪⑬⑭ ⑫は理学専攻を含む	-	-	-	-	-	-		
労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験	2年以上	-	-	-	-	⑪⑫⑬ ⑭：大卒のみ	-	-	-	-	-	-			
労働衛生の実務に従事した経験	1年以上	(専攻の条件なし) ⑪⑫⑬⑭						-	-	-	-	-			
環境測定に関する実務に従事した経験	1年以上	-	-	-	-	-	⑫：理学専攻を含む	-	-	-	-	-			
保護具に関する研究又は実務に従事した経験	2年以上	-	-	-	-	⑫：大卒のみ	⑪⑫⑬ ⑭	-	-	-	-	-			
ガス溶接等の業務に従事した経験	1年以上	-	-	-	-	-	⑮	-	-	-	-	-			
	3年以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⑮	⑮		
ガス溶接技能講習修了者	5年以上	(学歴の条件なし) ⑮													
経験なし(学歴のみ)		-	-	-	-	-	⑮	⑮	-	-	-	-	-		



技能講習、特別教育等安全衛生教育のお問い合わせは、
建災防本部又は都道府県支部へ

本部教育推進部 03-3456-0618
<https://www.kensaibou.or.jp>



建災防本部・支部
問合せ先

建災防の**無料**で活用できる支援事業！

厚生労働省関係事業

連絡先は、建災防宮城県支部まで（電話 022-224-1797）

（下記は令和7年度時点のものです。）

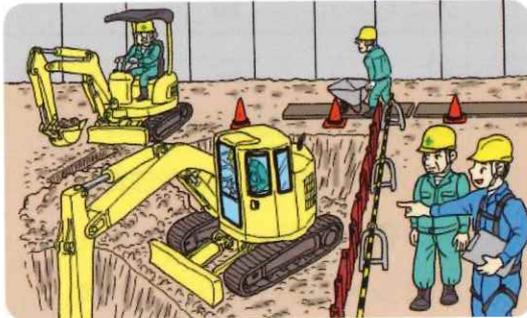
事業名	内容	安全 パトロール	教育・集団指 導	安全大会
自然災害からの 復旧・復興工事安全衛生 確保支援事業 （支援センタ ー事業でご照 会ください） 	安全衛生の専門家による 現場指導、安全衛生教育等 を実施します。復旧・復興 工事のほか、減災工事等も 対象としています。 右活動を実施すると、実 施証明書を交付します。	○ 指導員が巡回指 導し助言しま す。併せてワン ポイント研修も 可能です。	○ 基礎的教育、 管理者教育を 当方カリキュ ラムにより実 施します。	×
詳しくは次頁支援センターのチラシもご覧ください。				
専門工事業者等の安全衛 生活動支援事業 （専門工事支援事業でご照会 ください） 	専門工事業者及び中小建 設業者の安全衛生活動の活 性化を支援します。 専門工事業団体が本事業 の指定を受けると、会場費 等の補助も受けられます。 個別の企業が店社指定を 受けると年間を通して、パ トロール、安全大会等への 推進員の派遣が受けられま す。	○ 推進員が現場 パトロールを 実施し助言し ます。	○ 団体等のご要 望に応じて、 推進員を派 遣。（法令等で 義務付けの講習 は除外） （例）墜落対 策、熱中症対 策、メンタル ヘルス対策	○ 専門工事業 者が参加す る安全協議 会等に講師 を派遣しま す。
安全管理士による支援 	安全管理士が、中小総合 建設工事業者等を支援しま す。 （1事業者年1回まで） 対象地域は、東北全域を カバーできます。	○ 管理士が現場 パトロールを 実施し助言し ます。	○ 団体等のご要 望に応じて、 管理士を派 遣。（法令等で義 務付けの講習は 除外）	○ 安全協議会等 に管理士を派 遣します。

自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる建設事業者の皆様へ

現場パトロール、教育などの 安全衛生活動をお手伝いします!

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業のご案内

全て無料!!
・現場指導
・安全衛生教育
・テキスト



種類	対象	内容
現場指導	自然災害関連工事の現場	現場パトロール（助言・指導等）
安全衛生教育	基礎的教育 (90分程度)	現場経験の浅い方、再教育が必要な方 ・建設現場の仕事と安全衛生 ・労働災害とその防止対策など ・ワンポイント安全衛生教育
	管理監督者向け教育 (120分程度)	現場の管理監督的な立場におられる方 ・統括安全衛生管理とは ・管理監督者の役割と職務など

- ※1 ご要望に応じて現場指導では、「ワンポイント安全衛生教育」なども行います。
- ※2 安全衛生教育では、当日テキスト等を配布いたします。テキストの費用はかかりません。

利用方法 など



お申し込み

「現場指導・安全衛生教育等申込書」を各支部支援センターに FAXいただくか、お電話でお申し込みください。



実施方法等

日程等調整の上、訪問により実施します。
事業所、現場などに会場がない場合はご相談ください。
当日、教育内容に合わせたテキストをご用意します。
(テキストの費用はかかりません。)

実施証明書

本事業をご利用いただいた事業主の皆様には、ご要望に応じ「事業実施証明書」を発行することもできます。



自然災害関連工事宮城安全衛生支援センター



東日本大震災の復旧・復興工事では、多くの建設関係者が、厳しい作業環境の中、膨大な工事を迅速かつ安全に進め、東北の復興に尽力されました。

建災防では、この教訓を活かし、これから起こりうる自然災害の復旧・復興工事、及び防災・減災工事の安全確保対策を推進するため、全国に安全衛生対策支援センターを設置しています。

(写真は気仙沼大島架橋工事:大日本コンサルタント(株)提供)

自然災害関連工事宮城安全衛生支援センター

〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館 5階
建災防宮城県支部内

TEL 022-224-1797 FAX : 022-265-5604

mail : kensaibou-shien@circus.ocn.ne.jp

現場巡回指導、安全衛生教育を無料で実施しています！



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604

